

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

目次

○ 損害保険料率算出団体に関する法律施行令（昭和二十六年政令第三百八十九号）	1
○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	5
○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）	8
○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	12
○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）	16
○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	18
○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）	55
○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	62
○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）	68

○ 損害保険料率算出団体に関する法律施行令（昭和二十六年政令第三百八十九号）

改正案		現行	
<p>第十二条第一項第三号</p>	<p>読み替える商業登記法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>（登記について準用する商業登記法の規定の読替え） 第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合には、同法（第七条、第十二条第一項第三号及び第五号、第十二条の二第五項、第十九条の三並びに第二十七条を除く。）の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあり、及び「営業所」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第十二条第一項第三号</p>	<p>読み替える商業登記法の規定</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（登記について準用する商業登記法の規定の読替え） 第二条 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合には、同法（第七条、第十二条第一項第三号及び第五号、第十二条の二第五項、第十九条の三、第二十七条並びに第四十八条第二項を除く。）の規定中「会社」とあるのは「損害保険料率算出団体」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。第百</p>	<p>会社</p>	<p>損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。第百</p>	<p>会社</p>
<p>損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。第百</p>	<p>会社</p>	<p>損害保険料率算出団体（損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。以下</p>	<p>以下</p>

読み替える商業登録	読み替えられる字	読み替える字句	2 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		第十二条の二第五項		第二十七条		営業所(会社にあつては、本店)	主たる事務所	四十八条を除き、以下同じ。)
			(削る)	(削る)	営業所の登記は	商号の登記は	名称の登記は	名称が			
			(削る)	(削る)	営業所(会社にあつては、本店)又は主たる事務所の	商号の登記に	商号又は名称の登記に	商号又は名称と	主たる事務所	主たる事務所	

読み替える商業登録	読み替えられる字	読み替える字句	2 法第二十五条の規定において法の規定による登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		第十二条の二第五項		第二十七条		営業所(会社にあつては、本店)	主たる事務所	同じ。)
			第四十八条第二項	支店	営業所の	商号の登記に	商号又は名称と	名称が			
			会社成立	支店	営業所(会社にあつては、本店)又は主たる事務所の	商号の登記に	商号又は名称の登記に	商号又は名称と	主たる事務所	主たる事務所	
			団体成立	損害保険料率算出							

第五十一条第一項	(削る)		(削る)		(削る)
本店	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
主たる事務所	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第五十一条第一項	第五十条第四項		第五十条第三項		第五十条第二項
本店	支店	会社	本店	支店	本店
主たる事務所	従たる事務所	団体	主たる事務所	従たる事務所	主たる事務所
		損害保険料率算出			

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所
（削る）	（削る）	（削る）
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称
第二十七条	商号 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同	名称 主たる事務所

現行

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所
第十七条第三項	その支店	その従たる事務所
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称
第二十七条	商号 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同	名称 主たる事務所

じ。)	営業所の
	主たる事務所の

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九 法第百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所
（削る）	（削る）	（削る）
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称
第二十七条	商号 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	名称 主たる事務所

じ。)	営業所の
	主たる事務所の

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九 法第百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所（会社にあつては、本店）	主たる事務所
第十七条第三項	その支店	その従たる事務所
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称
第二十七条	商号 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	名称 主たる事務所

			営業所の				主たる事務所の
<p>(合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え) 第十九条の三の十五 法第百三十六条第一項の合併の無効の訴えに ついて、法第百四十六条において会社法の規定を準用する場合に おける同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>							
(削る)	第八百三十五条第 一項	読み替える会社法 の規定	本店	読み替えられる字 句	読み替える字句	本店(会員金融商 品取引所にあつて は、主たる事務所)	
(削る)							
(削る)							
<p>(合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え) 第十九条の三の十五 法第百三十六条第一項の合併の無効の訴えに ついて、法第百四十六条において会社法の規定を準用する場合に おける同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>							
四項	第九百三十七条第 一項	読み替える会社法 の規定	支店	読み替えられる字 句	読み替える字句	本店(会員金融商 品取引所にあつて は、主たる事務所)	支店(会員金融商 品取引所にあつて は、従たる事務所)
<p>営業所の</p>							
<p>主たる事務所の</p>							

改正案

第九条の三及び第九条の四 削除

現行

第九条の三 削除

（登記の嘱託について準用する会社法の読替え）
 第九条の四 法第七十七条第一項の規定において金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）	本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	主たる事務所

2| 法第七十七条第二項の規定において金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）	読み替えられる字句 本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	読み替える字句 主たる事務所
--	---	-------------------

3| 法第七十七条第三項の規定において金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法	読み替えられる字	読み替える字句
----------	----------	---------

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第九条の五 法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	句	読み替えられる字句
---------------	---	-----------

の規定	句	
第九百三十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)	第九百三十条第二項各号	信用金庫法第七十条第二項各号

4 法第七十七条第四項の規定において金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	句	読み替えられる字句
第九百三十七条第四項	第九百三十条第二項各号	信用金庫法第七十条第二項各号

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第九条の五 法第八十五条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	句	読み替えられる字句
---------------	---	-----------

第七十一条第三項	会社法第四百七十八条第一項第一号	信用金庫法第六十三條において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号
第八十二条第三項	第八十条又は前条	信用金庫法第八十三條又は第八十四条
第四百四十六条の二	商業登記法	信用金庫法第八十五条において準用する商業登記法

第七十一条第三項	会社法第四百七十八条第一項第一号	信用金庫法第六十三條において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号
第八十二条第三項	第八十条又は前条	信用金庫法第八十三條又は第八十四条
第四百四十六条の二	商業登記法	信用金庫法第八十五条において準用する商業登記法

改正案

第四条の三及び第四条の四 削除

現行

第四条の三 削除

（登記の嘱託について準用する会社法の読替え）
 第四条の四 法第八十一条第一項の規定において金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）	本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	主たる事務所

2| 法第八十一条第二項の規定において金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百三十七条第一項（第一号二に係る部分に限る。）	読み替えられる字句 本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）	読み替える字句 主たる事務所
--	---	-------------------

3| 法第八十一条第三項の規定において金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法	読み替えられる字	読み替える字句
----------	----------	---------

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	句	読み替えられる字	読み替える字句
---------------	---	----------	---------

の規定	句	
第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)	第九百三十条第二項各号	労働金庫法第七十八条第二項各号

4 法第八十一条第四項の規定において金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	句	読み替えられる字	読み替える字句
第九百三十七条第四項	第九百三十条第二項各号	労働金庫法第七十八条第二項各号	

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の規定を準用する場合においては、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	句	読み替えられる字	読み替える字句
---------------	---	----------	---------

第七十一条第三項	会社法第四百七十八条第一項第一号	労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号
第八十二条第三項	第八十条又は前条	労働金庫法第六十七条又は第八十八条
同法第四百八十三条第四項		労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百八十三条第四項
第四百四十六条の二	商業登記法	労働金庫法第八十九条において準用する商業登記法

第七十一条第三項	会社法第四百七十八条第一項第一号	労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号
第八十二条第三項	第八十条又は前条	労働金庫法第六十七条又は第八十八条
同法第四百八十三条第四項		労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百八十三条第四項
第四百四十六条の二	商業登記法	労働金庫法第八十九条において準用する商業登記法

改正案	現行
<p>(登記の期間)</p> <p>第十一条 法第四十五条第一項第一号に掲げる事項の登記は、当該事項を定款で定めた日又は当該事項に係る定款を変更した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。</p> <p>2 法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の登記は、優先出資を発行した日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。ただし、法第六条第一項第三号の期間を定めた場合における当該事項の登記は、当該期間の末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。</p> <p>3 法第四十五条第一項第四号に掲げる事項の登記は、優先出資証券を発行する旨を定款で定めた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。</p> <p>4 法第四十五条第一項第五号に掲げる事項の登記は、優先出資者名簿管理人（法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。第十八条において同じ。）との契約の効力が生じた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。</p> <p>5 法第四十五条第一項第六号に掲げる事項の登記は、法第四十条第</p>	<p>(登記の期間)</p> <p>第十一条 法第四十五条第一項第一号に掲げる事項の登記は、当該事項を定款で定めた日又は当該事項に係る定款を変更した日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてなければならない。</p> <p>2 法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の登記は、優先出資を発行した日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてなければならない。ただし、法第六条第一項第三号の期間を定めた場合における当該事項の登記は、当該期間の末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。</p> <p>3 法第四十五条第一項第四号に掲げる事項の登記は、優先出資証券を発行する旨を定款で定めた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてなければならない。</p> <p>4 法第四十五条第一項第五号に掲げる事項の登記は、優先出資者名簿管理人（法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。第十八条において同じ。）との契約の効力が生じた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてなければならない。</p> <p>(新設)</p>

四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨を定款で定めた日又は当該事項に変更を生じた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

改正案

現行

（削る）

（設立時取締役等による調査について準用する会社法の規定の読替え）
 第四条の七 法第三十条の十一第二項の規定において同条第一項の規定による調査について会社法第九十三条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）
 第四条の七 法第三十条の八第六項の規定において相互会社の創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）	第九百三十条第二項各号	保険業法第六十四条第三項において準用する第九百三十条第二項各号

（設立時取締役等による調査について準用する会社法の規定の読替え）
 第四条の八 法第三十条の十一第二項の規定において同条第一項の規定による調査について会社法第九十三条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十三条第三項	設立時株主	社員になろうとする者

(相互会社の発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任について準用する会社法の規定の読替え)

第四条の八 法第三十条の十四の規定において相互会社の発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任について会社法第五十二条第二項(第二号を除く。)及び第五十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条第二項第一号	第三十三条第二項	同法第二十四条第二項において準用する第三十三条第二項
第五十五条	総株主	総社員

(基準日を定めることができない権利)

第四条の九 法第三十三条第三項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一 剰余金の分配を受ける権利

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十三条第三項	設立時株主	社員になろうとする者

(相互会社の発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任について準用する会社法の規定の読替え)

第四条の九 法第三十条の十四の規定において相互会社の発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任について会社法第五十二条第二項(第二号を除く。)及び第五十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条第二項第一号	第三十三条第二項	同法第二十四条第二項において準用する第三十三条第二項
第五十五条	総株主	総社員

(基準日を定めることができない権利)

第四条の十 法第三十三条第三項に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一 剰余金の分配を受ける権利

二 残余財産の分配を受ける権利

(削る)

<p>読み替える会社法の規定</p> <p>第八百三十五条第一項及び第九百三十七條第一項(第一</p>	<p>句</p> <p>本店</p>	<p>読み替える字句</p> <p>主たる事務所</p>
---	--------------------	------------------------------

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の五 法第四十一条第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五条第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

二 残余財産の分配を受ける権利

(相互会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の五 法第四十一条第一項の規定において相互会社の社員総会について会社法第三百十九條第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える会社法の規定</p> <p>第三百十九條第五項</p>	<p>句</p> <p>定時株主総会</p>	<p>読み替える字句</p> <p>定時社員総会</p>
-------------------------------------	------------------------	------------------------------

(相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第五條の六 法第四十一条第二項の規定において相互会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五条第一項及び第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える会社法の規定</p> <p>第八百三十五条第一項</p>	<p>句</p> <p>本店</p>	<p>読み替える字句</p> <p>主たる事務所</p>
--------------------------------------	--------------------	------------------------------

号トに係る部分に限る。）		(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の六 法第四十四條の二第三項の規定において同條第一項の場合について会社法第三百十條第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十條第六項	本店	主たる事務所
第三百十條第七項	営業時間	事業時間

(総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の七 法第四十五條第三項の規定において同條第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合にお

第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)		本店	主たる事務所
支店	第九百三十條第二項各号	第九百三十條第二項各号	従たる事務所

(議決権の代理行使について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の七 法第四十四條の二第三項の規定において同條第一項の場合について会社法第三百十條第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十條第六項	本店	主たる事務所
第三百十條第七項	営業時間	事業時間

(総代会招集請求権について準用する会社法の規定の読替え)

第五條の八 法第四十五條第三項の規定において同條第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合にお

ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八条第一項	本店	主たる事務所

（総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五條の八 法第四十七條第三項の規定において同条第一項及び第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八條第一項	本店	主たる事務所

（相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五條の九 法第四十九條第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に

ける当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八條第一項	本店	主たる事務所

（総代会検査役選任請求権について準用する会社法の規定の読替え）

第五條の九 法第四十七條第三項の規定において同条第一項及び第二項の場合について会社法第八百六十八條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八條第一項	本店	主たる事務所

（相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五條の十 法第四十九條第二項の規定において相互会社の総代会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十五條第一項及び第九百三十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第八百三十五条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)	句	読み替えられる字	読み替える字句
(削る)	(削る)	本店	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	主たる事務所	(削る)	(削る)

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の十 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の五に相当する数又は二百五十名のうちいずれか少ない数とする。

(削る)

係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第八百三十五条第一項	句	読み替えられる字	読み替える字句
第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)	第九百三十条第二項各号	本店	第九百三十条第二項各号	主たる事務所
支店	支店	支店	支店	従たる事務所

(総代会設置特定相互会社の社員総会招集請求権に係る人数)

第五条の十一 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、社員総数の百分の五に相当する数又は二百五十名のうちいずれか少ない数とする。

(相互会社について準用する会社法の規定の読替え)

第十条 法第六十四条第三項の規定において相互会社について会社法第九百十六条(第一号に係る部分に限る。)並びに第九百三十条

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十条 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の規定を準用する場合においては、同法(第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第四十四条第二項第二号を除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあり、及び「営業所」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百十六条第一号	第九百十一条第三項各号	保険業法第六十四条第二項各号
第九百三十条第一項第二号	第九百二十二条第一項各号又は第二項各号	九条の五第二項各号
第九百三十条第二項第一号	商号	名称

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十条の二 法第六十七条の規定において相互会社に関する登記について商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の規定を準用する場合においては、同法(第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十八条から第五十三条までを除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六條第二項 第二号	第四十六條第一項 株主全員若しくは 種類株主全員	第四十六條第四項 監査等委員会設置 会社	第四十六條第五項 指名委員会等設置 会社	ては、本店。以下こ の条において同じ。)	営業所を 営業所の	営業所	主たる事務所の	主たる事務所を 主たる事務所の	社員全員(総代会を 設けているときは、 総代全員)	監査等委員会設置 会社(保険業法第三 十條の十第二項に 規定する監査等委 員会設置会社をい う。第五十四條第一 項において同じ。)	指名委員会等設置 会社(保険業法第三 十條の十第九項に 規定する指名委員 会等設置会社をい う。第五十四條第一
-----------------	--------------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	--------------	-----	---------	--------------------	---------------------------------	---	--

第三十三條第二項	第四十六條第一項 株主全員若しくは 種類株主全員	第四十六條第四項 監査等委員会設置 会社	第四十六條第五項 指名委員会等設置 会社	ては、本店。以下こ の条において同じ。)	営業所を 営業所の	商号 営業所	名称	主たる事務所を 主たる事務所の	社員全員(総代会を 設けているときは、 総代全員)	監査等委員会設置 会社(保険業法第三 十條の十第二項に 規定する監査等委 員会設置会社をい う。第五十四條第一 項において同じ。)	指名委員会等設置 会社(保険業法第三 十條の十第九項に 規定する指名委員 会等設置会社をい う。第五十四條第一
----------	--------------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	--------------	-----------	----	--------------------	---------------------------------	---	--

(削る)	(削る)		第五十四条第二項 第三号	監査等委員	第五十四条第一項	(削る)	(削る)	項において同じ。)
(削る)	(削る)	同法第三百三十七 条第一項	会社法第三百三十 三条第一項	監査等委員(保険業 法第二条第十九項 に規定する監査等 委員をいう。)	監査等委員	(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	保険業法第五十三 条の七において準 用する会社法第三 百三十七条第一項	保険業法第五十三 条の四において準 用する会社法第三 百三十三条第一項			(削る)	(削る)	

第四百四十八条	第五十五条第一項		第五十四条第二項 第三号	監査等委員	第五十四条第一項	第四十七条第三項	前項	項において同じ。)
この法律に	会社法第三百四十 六条第四項	同法第三百三十七 条第一項	会社法第三百三十 三条第一項	監査等委員	監査等委員	会社法第九百三十 条第二項各号	前項	項において同じ。)
保険業法に	保険業法第五十三 条の十二第四項	保険業法第五十三 条の七において準 用する会社法第三 百三十七条第一項	保険業法第五十三 条の四において準 用する会社法第三 百三十三条第一項	監査等委員(保険業 法第二条第十九項 に規定する監査等 委員をいう。)	監査等委員	保険業法第六十四 条第三項において 準用する会社法第 九百三十条第二項 各号	条第一項	項において同じ。)

第八十二条第三項	第一項	本店	前項	第八十二条第二項	第七十八条第三項	第七十八条第一項	第五十一条第一項	(削る)						
準用する第一項	保險業法第七十条第三項において	務所	本店又は主たる事務所	準用する前項	保險業法第七十条第三項において	相互会社	主たる事務所	(削る)						
準用する第一項	保險業法第七十条第三項において	務所	本店又は主たる事務所	準用する前項	保險業法第七十条第三項において	相互会社	主たる事務所	(削る)						

第八十二条第三項	第一項	本店	前項	第八十二条第二項	第七十八条第三項	第七十八条第一項	第五十一条第一項	第五十条第四項	第五十条第三項	第五十条第二項	第四十九条第三項及び第五十条第一項	本店	主たる事務所
準用する第一項	保險業法第七十条第三項において	務所	本店又は主たる事務所	準用する前項	保險業法第七十条第三項において	相互会社	主たる事務所	従たる事務所	相互会社	主たる事務所	従たる事務所	本店	主たる事務所
準用する第一項	保險業法第七十条第三項において	務所	本店又は主たる事務所	準用する前項	保險業法第七十条第三項において	相互会社	主たる事務所	従たる事務所	相互会社	主たる事務所	従たる事務所	本店	主たる事務所

第八十三条第二項	本店	第二十四条各号	本店又は主たる事務所	同条第三項において準用する第八十条又は前条	同条第三項において準用する第八十条又は前条
第三百三十四条第一項第一号	第五号	第五号(これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	本店又は主たる事務所	第五号(これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	第五号(これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)

(相互会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十条の二 法第六十七条の二の規定において相互会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第一項及び第九百四十六条第三項の規定を準用す

第八十三条第二項	本店	第二十四条各号	本店又は主たる事務所	第八十条又は前条	同条第三項において準用する第八十条又は前条
第三百三十四条第一項第一号	第五号	第五号(これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	本店又は主たる事務所	第五号(これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	第五号(これらの規定を保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)

(相互会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十条の三 法第六十七条の二の規定において相互会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第一項及び第九百四十六条第三項の規定を準用す

る場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項第一号	この法律	保険業法
第九百四十六条第三項	商号	名称

(保険契約者総会等について準用する会社法の規定の読替え)

第十一条の三 法第七十四条第三項の規定において保険契約者総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十八条第一項	二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が開会社でない場合)については、一週間(当該	二週間

る場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第一項第一号	この法律	保険業法
第九百四十六条第三項	商号	名称

(保険契約者総会等について準用する会社法の規定の読替え)

第十一条の三 法第七十四条第三項の規定において保険契約者総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十八条第一項	二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が開会社でない場合)については、一週間(当該	二週間

第八十一条第三項		第七十四条第七項	株式会社の成立後	組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の
			にあつては、その	ては、組織変更後相互会社の
(株式会社の成立)	が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間)	が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間)	が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間)	の営業時間(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の営業時間)
			が定めた場所	の本店
第七十五条第三項及び第七十六条第四項	が定めた時間	が定めた時間	が定めた時間	の営業時間
			が定めた場所	の本店
第七十五条第四項及び第七十六条第五項	が定めた時間	が定めた時間	が定めた時間	の営業時間
			が定めた場所	の本店
第八十一条第二項	株式会社の成立後にあつては、当該株式会社。次条第二項において同じ。	株式会社の成立後にあつては、組織変更後相互会社の	株式会社の成立後にあつては、当該株式会社。次条第二項において同じ。	組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の
			が定めた場所(株式会社の成立後にあつては、その本店。同条第二項において同じ。)	の本店(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の主たる事務所)

第八十一条第三項		第七十四条第七項	株式会社の成立後	組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の
			にあつては、その	ては、組織変更後相互会社の
(株式会社の成立)	が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間)	が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間)	が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間)	の営業時間(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の営業時間)
			が定めた場所	の本店
第七十五条第三項及び第七十六条第四項	が定めた時間	が定めた時間	が定めた時間	の営業時間
			が定めた場所	の本店
第七十五条第四項及び第七十六条第五項	が定めた時間	が定めた時間	が定めた時間	の営業時間
			が定めた場所	の本店
第八十一条第二項	株式会社の成立後にあつては、当該株式会社。次条第二項において同じ。	株式会社の成立後にあつては、組織変更後相互会社の	株式会社の成立後にあつては、当該株式会社。次条第二項において同じ。	組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の
			が定めた場所(株式会社の成立後にあつては、その本店。同条第二項において同じ。)	の本店(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の主たる事務所)

後にあつては、その株主及び債権者。次条第三項において同じ。	更後にあつては、組織変更後相互会社の社員及び債権者
が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間。同項において同じ。	の営業時間(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の事業時間

2 法第七十四条第三項の規定において保険契約者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六条第一項	株主又は設立時株主に	保険契約者に
株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役	株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は清算人	保険契約者が取締役、監査役、執行役又は清算人

後にあつては、その株主及び債権者。次条第三項において同じ。	更後にあつては、組織変更後相互会社の社員及び債権者
が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間。同項において同じ。	の営業時間(組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の事業時間

2 法第七十四条第三項の規定において保険契約者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六条第一項及び第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六条第一項	株主又は設立時株主に	保険契約者に
株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役	株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は清算人	保険契約者が取締役、監査役、執行役又は清算人

第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	本店	主たる事務所	若しくは設立時監査役
---------------------------	----	--------	------------

(保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え)

第十一条の四 法第七十七條第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四條の二第一項並びに第七十四條第一項から第四項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	本店	主たる事務所	若しくは設立時監査役
第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	支店	主たる事務所	若しくは設立時監査役

(保険契約者総代会について準用する法等の規定の読替え)

第十一条の四 法第七十七條第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四條の二第一項並びに第七十四條第一項から第四項まで及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	本店	主たる事務所	若しくは設立時監査役
第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)	支店	主たる事務所	若しくは設立時監査役

第七十四条第四項及び第六項	規定中「発起人」とあるのは「組織変更をする株式会社」と、「設立時株主」とあるのは「保険契約者」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と	前項」と、同法第七十四条第六項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員」と	前項」と
	保険契約者	総代、 総代、	総代

2 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第三項前段の規定を準用する場合における同項前段において準用する会社法第三百十條第三項、第四項、第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七十四条第四項及び第六項	規定中「発起人」とあるのは「組織変更をする株式会社」と、「設立時株主」とあるのは「保険契約者」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と	前項」と、同法第七十四条第六項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同条第七項中「株主」とあるのは「社員」と	前項
	保険契約者	総代、 総代、	総代

2 法第七十七条第六項の規定において保険契約者総代会について法第四十四条の二第三項前段の規定を準用する場合における同項前段において準用する会社法第三百十條第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十条第七項			第三十条第六項	第三十条第三項及び第四項	読み替える会社法の規定
間 株式会社の営業時	本店		株式会社	株式会社 株主	句 読み替えられる字
組織変更をする株式会社（組織変更後にあ	組織変更をする株式会社（組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の主たる事務所）	本店（組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の主たる事務所）	この条において同じ。第八項において同じ。）	組織変更をする株式会社（組織変更後にあつては、組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。第八項において同じ。）	読み替える字句

第三十条第七項			第三十条第六項	第三十条第三項及び第四項	読み替える会社法の規定
間 株式会社の営業時	本店		株式会社	株式会社 株主	句 読み替えられる字
組織変更をする株式会社（組織変更後にあ	組織変更をする株式会社（組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の主たる事務所）	本店（組織変更後にあつては、組織変更後相互会社の主たる事務所）	この条において同じ。第八項において同じ。）	組織変更をする株式会社（組織変更後にあつては、組織変更後相互会社（保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条において同じ。第八項において同じ。）	読み替える字句

第六十八條第一項	設立時株主	發起人	二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が開会社でない場合にあつ	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第三百十條第八項	株式会社	3 法第七十七條第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四條第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	株式会社 組織変更をする株 式会社	については、組織変更後相互会社の事業時間)
							株式会社	組織変更をする株			

第六十八條第一項	設立時株主	發起人	二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が開会社でない場合にあつ	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第三百十條第八項	株式会社	3 法第七十七條第六項の規定において保険契約者総代会について法第七十四條第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	株式会社 組織変更をする株 式会社	については、組織変更後相互会社の事業時間)
							株式会社	組織変更をする株			

第七十五条第四項		第七十五条第二項	第七十五条第三項
設立時株主	発起人が定めた場所	設立時株主	発起人は
保険契約者(組織変更)	組織変更をする株式会社(組織変更後)の主たる事務所。同条第四項において同じ。)	総代	組織変更をする株式会社(組織変更後)にあっては、組織変更後相互会社(保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条並びに第八十一条第二項及び第三項において同じ。)。次条第四項及び第五項において同じ。)

第七十五条第四項		第七十五条第二項	第七十五条第三項
設立時株主	発起人が定めた場所	設立時株主	発起人は
保険契約者(組織変更)	組織変更をする株式会社(組織変更後)の主たる事務所。同条第四項において同じ。)	総代	組織変更をする株式会社(組織変更後)にあっては、組織変更後相互会社(保険業法第六十九条第四項第一号に規定する組織変更後相互会社をいう。以下この条並びに第八十一条第二項及び第三項において同じ。)。次条第四項及び第五項において同じ。)

第七十八条		第八十一条第二項		第八十一条第三項	
発起人	設立時株主から 株式会社	発起人(株式会社の 成立後にあつては、 当該株式会社。次条 第二項において同 じ。	発起人が定めた場 所(株式会社の成立 後にあつては、その 本店。同条第二項に おいて同じ。	設立時株主(株式会 社の成立後にあつ ては、その株主及び 債権者。次条第三項 において同じ。	発起人が定めた時 間(株式会社の成立 後にあつては、その 営業時間。同項にお
組織変更をする株 式会社	総代から	組織変更をする株 式会社(組織変更後 にあつては、組織変 更後相互会社	組織変更をする株 式会社の本店(組織 変更後にあつては、 組織変更後相互会 社の主たる事務所	保険契約者及び債 権者(組織変更後 にあつては、組織変 更後相互会社の社員 及び債権者	組織変更をする株 式会社の営業時間 (組織変更後にあ つては、組織変更後

第七十八条		第八十一条第二項		第八十一条第三項	
発起人	設立時株主から 株式会社	発起人(株式会社の 成立後にあつては、 当該株式会社。次条 第二項において同 じ。	発起人が定めた場 所(株式会社の成立 後にあつては、その 本店。同条第二項に おいて同じ。	設立時株主(株式会 社の成立後にあつ ては、その株主及び 債権者。次条第三項 において同じ。	発起人が定めた時 間(株式会社の成立 後にあつては、その 営業時間。同項にお
組織変更をする株 式会社	総代から	組織変更をする株 式会社(組織変更後 にあつては、組織変 更後相互会社	組織変更をする株 式会社の本店(組織 変更後にあつては、 組織変更後相互会 社の主たる事務所	保険契約者及び債 権者(組織変更後 にあつては、組織変 更後相互会社の社員 及び債権者	組織変更をする株 式会社の営業時間 (組織変更後にあ つては、組織変更後

(組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)
 第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)	本店	本店及び主たる事務所
(削る)	(削る)	(削る)

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)
 第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法

(相互会社に関する登記について準用する会社法の規定の読替え)
 第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)	本店	本店及び主たる事務所
第九百三十七条第四項	支店	支店及び従たる事務所
第九百三十条第二項各号	支店	支店及び従たる事務所
第九百三十条第二項各号(保険業法第六十四条第三項において準用する場合を含む。)	支店	支店及び従たる事務所

(相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)
 第十七条の十六 法第七十条第三項の規定において相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法

(相互会社に関する登記について準用する会社法の規定の読替え)
 第十二条の八 法第九十六条の十六第四項の規定において組織変更の無効の訴えについて会社法第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第八十条第二号	第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文	同条第三項	商号及び本店	新設合併により消滅する会社	吸収合併により消滅する会社	第七十九条	読み替える商業登記法の規定	の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
									読み替えられる字句	読み替える字句	
第八十条第三号	第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官	同条第二項	同条第三項	務所	同法第六十五条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社	同法第六十五条第一項に規定する吸収合併消滅会社	第七十九条	読み替える商業登記法の規定	の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
										読み替えられる字句	読み替える字句

第八十条第二号	第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第二項本文	同条第三項	商号及び本店	新設合併により消滅する会社	吸収合併により消滅する会社	第七十九条	読み替える商業登記法の規定	の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
									読み替えられる字句	読み替える字句	
第八十条第三号	第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官	同条第二項	同条第三項	務所	同法第六十五条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社	同法第六十五条第一項に規定する吸収合併消滅会社	第七十九条	読み替える商業登記法の規定	の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
										読み替えられる字句	読み替える字句

	<p>報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議</p>	<p>六十五条の二十において準用する同法第六十五条の十七第一項の異議</p>
<p>第八十条第五号</p>	<p>本店</p>	<p>本店又は主たる事務所</p>
	<p>報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議</p>	<p>六十五条の二十において準用する同法第六十五条の十七第一項の異議</p>
<p>第八十条第六号</p>	<p>本店</p>	<p>本店又は主たる事務所</p>
<p>会社法第七百八十三条第一項から第四項までの規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面(同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半</p>	<p>会社法第七百八十三条第一項から第四項までの規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面(同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半</p>	<p>保険業法第六十五条の三第一項及び第五項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面</p>

	<p>数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録)</p>	<p>第八十条第七号</p>	<p>持分会社</p>	<p>総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)</p>	<p>第八十条第八号</p>	<p>会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により公告を</p>
		<p>相互会社</p>	<p>保険業法第六十条の十六第一項の規定による吸収合併契約の承認</p>	<p>保険業法第六十条の七第一項又は第六十五条の十七第一項の異議</p>		
	<p>数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録)</p>	<p>第八十条第七号</p>	<p>持分会社</p>	<p>総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続)</p>	<p>第八十条第八号</p>	<p>会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(同法第七百八十九条第三項(同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により公告を</p>
		<p>相互会社</p>	<p>保険業法第六十条の十六第一項の規定による吸収合併契約の承認</p>	<p>保険業法第六十条の七第一項又は第六十五条の十七第一項の異議</p>		

第八十一条第七号	持分会社	総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、	第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	第八十一条第五号	本店	第八十一条第三号	第十二号まで	官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議
相互会社	相互会社	保険業法第六十条の十六第一項の規定による新設	第八十一条第六号	保険業法第六十条の三第一項及び第五項	第八十一条第五号	本店又は主たる事務所	第八十一条第三号	第十二号まで又は保険業法第六十五条第八号、第九号及び第十一号から第十三号まで	

第八十一条第七号	持分会社	総社員の同意(定款に別段の定めがある場合にあつては、	第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	第八十一条第五号	本店	第八十一条第三号	第十二号まで	官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議
相互会社	相互会社	保険業法第六十条の十六第一項の規定による新設	第八十一条第六号	保険業法第六十条の三第一項及び第五項	第八十一条第五号	本店又は主たる事務所	第八十一条第三号	第十二号まで又は保険業法第六十五条第八号、第九号及び第十一号から第十三号まで	

	<p>第八十一条第八号</p>	<p>その定めによる手 続)</p>	<p>合併契約の承認</p>
	<p>会社法第八百十 条第二項(第三号を除 き、同法第八百十三 条第二項において 準用する場合を含 む。)の規定による 公告及び催告(同法 第八百十条第三項 (同法第八百十三 条第二項において 準用する場合を含 む。)の規定により 公告を官報のほか 時事に関する事項 を掲載する日刊新 聞紙又は電子公告 によつてした株式 会社又は合同会社 にあつては、これら の方法による公告) をしたこと並びに</p>	<p>保険業法第六十 五条の七第一項又 は第六十五條の 十七第一項の異議</p>	
	<p>第八十一条第八号</p>	<p>その定めによる手 続)</p>	<p>合併契約の承認</p>
	<p>会社法第八百十 条第二項(第三号を除 き、同法第八百十三 条第二項において 準用する場合を含 む。)の規定による 公告及び催告(同法 第八百十条第三項 (同法第八百十三 条第二項において 準用する場合を含 む。)の規定により 公告を官報のほか 時事に関する事項 を掲載する日刊新 聞紙又は電子公告 によつてした株式 会社又は合同会社 にあつては、これら の方法による公告) をしたこと並びに</p>	<p>保険業法第六十 五条の七第一項又 は第六十五條の 十七第一項の異議</p>	

第八十二条第一項	異議	吸収合併後存続する会社	吸収合併後存続する株式会社若しくは相互会社
第八十二条第二項	本店	新設合併により設立する会社	新設合併により設立する株式会社若しくは相互会社
第八十三条第一項	本店	第二十四条各号	本店又は主たる事務所
第八十三条第二項	本店	第二十四条各号(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	本店又は主たる事務所

(相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の十七 法第七十一条の規定において法第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六條第一項及び第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)

第八十二条第一項	異議	吸収合併後存続する会社	吸収合併後存続する株式会社若しくは相互会社
第八十二条第二項	本店	新設合併により設立する会社	新設合併により設立する株式会社若しくは相互会社
第八十三条第一項	本店	第二十四条各号	本店又は主たる事務所
第八十三条第二項	本店	第二十四条各号(保険業法第六十七条において準用する場合を含む。)	本店又は主たる事務所

(相互会社と他の相互会社等との合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十七条の十七 法第七十一条の規定において法第五十九条第一項の合併の無効の訴えについて会社法第八百三十六條第一項並びに第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)

の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百三十六条第一項	読み替えられる字句	読み替える字句	第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)
	株主又は設立時株主 株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	株主又は社員 株主又は社員が取締役、監査役、執行役又は清算人	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百三十六条第一項	読み替えられる字句	読み替える字句	第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)
	株主又は設立時株主 株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	株主又は社員 株主又は社員が取締役、監査役、執行役又は清算人	
支店	第九百三十条第二項各号	第九百三十条第二項各号(保険業法第六十四条第三項において準用する場合を含む。)	支店又は従たる

事務所

(外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第三十条の三 法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合には、同法(第一条の三、第十二条第一項第一号、第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項、第四十四条第二項第二号、第二百二十八条、第二百二十九条第一項第二号及び第三項並びに第三百零一条第一項を除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあり、及び「営業所」とあるのは「日本における主たる店舗」と、「代表者」とあるのは「日本における代表者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一条の三	営業所	日本における主たる店舗(保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下

事務所

(外国相互会社に関する登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第三十条の三 法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合には、同法(第十二条第一項第一号、第十二条の二第五項、第二十七条、第三十三条第一項及び第二項、第四十四条第二項第二号、第五十一条第一項、第二百二十八条、第二百二十九条第一項第二号及び第三項並びに第三百零一条第一項を除く。)の規定中「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「日本における主たる店舗」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「代表者」とあるのは「日本における代表者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)

		第三十三条第一項				第二十七条		第十二条の二第五項	
営業所の	営業所を	営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)	商号	営業所の	商号の登記に	営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)	商号と	商号が	商号の登記は
日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗	名称	営業所(会社にあつては、本店)又は主たる事務所の	商号又は名称の登記に	日本における主たる店舗	商号又は名称と	名称が	名称の登記は
日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗	名称	営業所(会社にあつては、本店)又は主たる事務所の	商号又は名称の登記に	日本における主たる店舗	商号又は名称と	名称が	名称の登記は

		第三十三条第一項				第二十七条		第十二条の二第五項	
営業所の	営業所を	営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)	商号	営業所の	商号の登記に	営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)	商号と	商号が	商号の登記は
日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗	名称	営業所(会社にあつては、本店)又は主たる事務所の	商号又は名称の登記に	日本における主たる店舗	商号又は名称と	名称が	名称の登記は
日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗を	日本における主たる店舗	名称	営業所(会社にあつては、本店)又は主たる事務所の	商号又は名称の登記に	日本における主たる店舗	商号又は名称と	名称が	名称の登記は

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
			第四十四条第二項第二号	第四十四条第二項第二号
第二十四条第一号	営業所	日本国内における事務所	(削る)	(削る)
第二十四条第十二号及び第十三号	商号	名称	(削る)	(削る)
第五十一条第一項	本店	日本における主たる店舗	(削る)	(削る)

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法第二百十六条の規定において外国相互会社に関する登記について商業登記法第十五条の規定を準用する場合における同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
			第三十三条第二項	第三十三条第二項
第四十四条第二項第二号	営業所	日本国内における事務所	(削る)	(削る)
第二百二十九条第一項第四号	会社法第九百三十九条第二項	保険業法第二百七条第一項	(削る)	(削る)
第四百四十八条	この法律に	この法律に	(削る)	(削る)
第五十一条第一項	本店	日本における主たる店舗	(削る)	(削る)

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

改正案

現行

第四条 削除

（特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する会社法の規定の読替え）

第四条 法第二十二條第四項の規定において特定目的会社の支店の所在地における登記について会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十二條本文の規定を準用する場合には、同条本文中「第九百十九條から第九百二十五條まで及び第九百二十九條」とあるのは、「資産流動化法第七十九條第一項において準用する第九百二十九條（第一号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五条 法第二十五條第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五条 法第二十五條第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第八百四十八條</p>	<p>株式会社又は株式交換等完全子会社</p>	<p>特定目的会社</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第八百四十八條</p>	<p>株式会社又は株式交換等完全子会社</p>	<p>特定目的会社</p>

第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで	株式会社等	(以下この節において「株式会社等」という。)	株式会社等	特定目的会社
	株式会社等	責任追及等の訴え(適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るもの限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。)	発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴え	発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴え

第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで	株式会社等	(以下この節において「株式会社等」という。)	株式会社等	特定目的会社
	株式会社等	責任追及等の訴え(適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るもの限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。)	発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴え	発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴え

第八百五十二条第一項及び第二項		株式会社等	第五十五条、第一百八十六条の二第二項、第二百三十三項、第二百三十五項、第二百三十三項の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	特定目的会社	資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条
-----------------	--	-------	--	--------	-----------------------------

第八百五十二条第一項及び第二項		株式会社等	第五十五条、第一百八十六条の二第二項、第二百三十三項、第二百三十五項、第二百三十三項の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	特定目的会社	資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条
-----------------	--	-------	--	--------	-----------------------------

第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第二十五条第四項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	特定目的会社

第二十条から第二十三条まで 削除

第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第二十五条第四項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	株式会社等	特定目的会社

(資産流動化計画違反の社員総会の決議の取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第二十条 法第六十四条第二項の規定において同条第一項の決議の取消しの訴えについて会社法第九百三十七条第一項(第一号ト②に係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十条第四項において準用する第九百三十条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二十一条 削除

(特定目的会社の社員総会について準用する会社法の規定の読替え)

第二十二条 法第六十五条第三項の規定において特定目的会社の社員総会について会社法第三百十四条及び第三百十八条第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十四條	株主の	社員の
第三百十八條第四項	株主	社員

〔特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え〕

第二十三條 法第六十五條第四項の規定において特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二條第四項において準用する第九百三十條第二項各号」と読み替えるものとする。

〔優先資本金の額の減少をする場合について準用する法等の規定の読替え〕

第二十九條 法第一百十條第四項の規定において同条第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合について法第六十四條第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項の決議」とあるのは、「前項の決定」と読み替えるものとする。

2| 法第一百十條第四項の規定において同条第一項の規定による優先

〔優先資本金の額の減少をする場合について準用する法の規定の読替え〕

第二十九條 法第一百十條第四項の規定において同条第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合について法第六十四條第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項の決議」とあるのは、「前項の決定」と読み替えるものとする。

(削る)

第四十五条 削除

資本金の額の減少をする場合について法第六十四条第二項において準用する会社法第九百三十七条第一項(第一号ト②に係る部分に限る。)の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「資産流動化法第二十二條第四項において準用する第九百三十条第二項各号」と読み替えるものとする。

(特定目的会社の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第四十五条 法第八十三条第一項の規定において特定目的会社の登記について商業登記法第四十六条(第四項を除く。)及び第六十四条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十六条第二項	株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会	社員総会
第四十六条第三項	会社法第三百九十九条第一項(同法第三百二十五条において準用する場合	資産流動化法第六十三条第一項

--

第六十四条			
株主名簿管理人	会	株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人	を含む。又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）
員名簿管理人	特定社員名簿管理人又は優先出資社員名簿管理人	社員総会	

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案

現行

（投資主総会に関する読替え）
 第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について
 会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読
 替えは、次の表のとおりとする。

（投資主総会に関する読替え）
 第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について
 会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読
 替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第三百三条第二項 及び第三百五条第 一項本文	取締役	執行役員
第三百五条第四項	取締役会設置会社	投資法人
第三百五条第四項 第一号	取締役、会計参与、 監査役	執行役員、監督役 員
第三百五条第五項 並びに第三百七条 第一項及び第二項	取締役	執行役員
第三百七条第三項	取締役（監査役設 置会社にあつて は、取締役及び監 査役）	執行役員及び監督 役員

読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第三百三条第二項 及び第三百五条第 一項本文	取締役	執行役員
第三百五条第四項	取締役会設置会社	投資法人
第三百五条第四項 第一号	取締役、会計参与、 監査役	執行役員、監督役 員
第三百五条第五項 並びに第三百七条 第一項及び第二項	取締役	執行役員
第三百七条第三項	取締役（監査役設 置会社にあつて は、取締役及び監 査役）	執行役員及び監督 役員

第三百八条第一項 本文	一株	一口	第三百八条第一項
第三百八条第二項	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口	第三百八条第二項
第三百十三条第二項	取締役会設置会社	投資法人	第三百十三条第二項
第三百十四条	取締役、会計参与、 監査役及び執行役	執行役員及び監督役員	第三百十四条
第三百十六條第一項	取締役、会計参与、 監査役、監査役会	執行役員、監督役員	第三百十六條第一項
第三百十八條第五項	親会社社員	親法人（投資法人 法第八十一条第一 項に規定する親法 人をいう。）の投資 主	第三百十八條第五項
第三百二十五條の二	取締役 株主総会参考書類 等	執行役員 投資主総会参考書 類等	第三百二十五條の二
第三百二十五條の二 第一号	株主総会参考書類	投資主総会参考書 類（投資法人法第 九十一条第四項に 規定する投資主総 会参考書類をい	第三百二十五條の二 第一号

第三百八条第一項 本文	一株	一口	第三百八条第一項
第三百八条第二項	自己株式	当該投資法人が有する自己の投資口	第三百八条第二項
第三百十三条第二項	取締役会設置会社	投資法人	第三百十三条第二項
第三百十四条	取締役、会計参与、 監査役及び執行役	執行役員及び監督役員	第三百十四条
第三百十六條第一項	取締役、会計参与、 監査役、監査役会	執行役員、監督役員	第三百十六條第一項
第三百十八條第五項	親会社社員	親法人（投資法人 法第八十一条第一 項に規定する親法 人をいう。）の投資 主	第三百十八條第五項
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(特別清算に関する読替え)

第百十三条 法第百六十四条第四項の規定において清算投資法人の特別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第五百十二条第一項	清算人、監査役	清算執行人、清算監督人
	第五百十六条	担保権の実行の手續、企業担保権の実行の手續 清算人、監査役	担保権の実行の手續 清算執行人、清算監督人
読み替えられる字句	句	句	読み替える字句
読み替える字句	子会社に	清算人代理 清算人、監査役	子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下この項において

(特別清算に関する読替え)

第百十三条 法第百六十四条第四項の規定において清算投資法人の特別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第五百十二条第一項	清算人、監査役	清算執行人、清算監督人
	第五百十六条	担保権の実行の手續、企業担保権の実行の手續 清算人、監査役	担保権の実行の手續 清算執行人、清算監督人
読み替えられる字句	句	句	読み替える字句
読み替える字句	子会社に	清算人代理 清算人、監査役	子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下この項において

	第五百四十一条第一項及び第二項	清算人、監査役	その子会社	同じ。)に
	第五百四十一条第一項	清算人、監査役	その子会社	
	第五百四十一条第二項及び第五百四十三条	清算人、監査役	株主名簿記載事項を株主名簿	簿 投資法人法第七十条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿
	第五百四十九条第二項	同項の書面	投資法人法第七十条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿	
(削る)	第五百七十三条	清算人、監査役	清算人、監査役	清算執行人、清算人
		同項の書面	前項の書面	
(削る)	清算人、監査役	清算執行人、清算人	清算執行人、清算人	清算人

	第五百四十一条第一項及び第二項	清算人、監査役	その子会社	同じ。)に
	第五百四十一条第一項	清算人、監査役	その子会社	
	第五百四十一条第二項及び第五百四十三条	清算人、監査役	株主名簿記載事項を株主名簿	簿 投資法人法第七十条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿
	第五百四十九条第二項	同項の書面	投資法人法第七十条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿	
第八百八十六条第一項	第五百七十三条	清算人、監査役	清算人、監査役	清算執行人、清算人
		同項の書面	前項の書面	
第二編第九章第二節若しくはこの節	清算人、監査役	清算執行人、清算人	清算執行人、清算人	清算人
第一款	投資法人法第三編第一章第十二節第二款	清算執行人、清算人	清算執行人、清算人	清算人

○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）

改正案			現行		
（投資口について準用する法の規定の読替え）					
第六十一条 法第二百二十八条第一項の規定において投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。					
第五十九條の二	第五十九條の二 第一項	第五十三條	第三百八條 第一項	第三百八條 第一項	第三百八條 第一項
会社法第三百二十	会社法第三百二十 五條の二	投資信託及び投資 法人に関する法律 第九十四條第一項 において準用する 会社法第三百二十 五條の二	投資信託及び投資 法人に関する法律 第九十四條第一項 において準用する 会社法第三百八條 第一項本文	投資信託及び投資 法人に関する法律 第九十四條第一項 において準用する 会社法第三百八條 第一項本文	投資信託及び投資 法人に関する法律 第九十四條第一項 において準用する 会社法第三百八條 第一項本文
投資信託及び投資	投資信託及び投資	投資信託及び投資	投資信託及び投資	投資信託及び投資	投資信託及び投資
読み替える法の規 定	読み替えられる字 句	読み替える字句	読み替えられる字 句	読み替えられる字 句	読み替えられる字 句
（投資口について準用する法の規定の読替え）					
第六十一条 法第二百二十八条第一項の規定において投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。					
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
読み替える法の規 定	読み替えられる字 句	読み替える字句	読み替えられる字 句	読み替えられる字 句	読み替えられる字 句

<p>項 第百五十九条第一</p>	<p>第三項 に第百四十八条第</p>	<p>定 読み替える法の規</p>	<p>条第一項 会社法第二百三十</p>	<p>条第一項 会社法第二百二十四</p>	<p>句 読み替えられる字</p>	<p>る法律第三十一条 の優先出資に関する法律第三十一条</p>	<p>協同組織金融機関 の優先出資に関する法律第二十六条 において準用する 会社法第二百二十四 条第一項</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二項 法人に関する法律 第九十四条第一項 において準用する 会社法第二百二十 五条の五第二項</p>
-----------------------	-------------------------	-----------------------	--------------------------	---------------------------	-----------------------	--------------------------------------	--	----------------	--

第六十三条 法第二百三十五条第一項の規定において協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する協同組織金融機関の優先出資について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

え）（協同組織金融機関の優先出資について準用する法の規定の読替

<p>項 第百五十九条第一</p>	<p>第三項 に第百四十八条第</p>	<p>定 読み替える法の規</p>	<p>条第一項 会社法第二百三十</p>	<p>条第一項 会社法第二百二十四</p>	<p>句 読み替えられる字</p>	<p>る法律第三十一条 の優先出資に関する法律第三十一条</p>	<p>協同組織金融機関 の優先出資に関する法律第二十六条 において準用する 会社法第二百二十四 条第一項</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>え）（協同組織金融機関の優先出資について準用する法の規定の読替</p>
-----------------------	-------------------------	-----------------------	--------------------------	---------------------------	-----------------------	--------------------------------------	--	----------------	--

第六十三条 法第二百三十五条第一項の規定において協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する協同組織金融機関の優先出資について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

え）（協同組織金融機関の優先出資について準用する法の規定の読替

第百五十九条第二項	会社法第二百二十四条第一項	第二項において準用する会社法第二百三十条第一項
第百五十九条の二第二項	会社法第三百二十五条の五第二項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第二項

(特定目的会社の優先出資について準用する法の規定の読替え)

第六十四条の二 法第二百三十九条第一項の規定において資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の優先出資について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)	(新設)	第二項において準用する会社法第二百三十条第一項
(新設)	(新設)	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法第二百二十四条第一項

(新設)

<p>第二百五十九條の二 第二項</p>	<p>第二百五十九條の二 第一項</p>	<p>読み替える法の規定</p>
<p>会社法第三百二十五條の五第二項</p>	<p>会社法第三百二十五條の二</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第二百二十五條の五第二項</p>	<p>三百二十五條の二 資産の流動化に関する法律第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五條の五第二項</p>	<p>読み替える字句</p>